

お 知 ら せ

栃木県（起業者）が皆様の御協力により進めております一般県道飛駒足利線新設工事について、令和6年3月4日付け関東地方整備局告示第49号により土地収用法第26条第1項の規定による事業認定の告示がありましたので、土地所有者及び関係人の皆様に、同法第28条の2の規定により、次の事項についてお知らせします。

記

1. 事業認定の告示があった土地
栃木県足利市利保町字越路及び大月町字西耕地地内
（注）この土地を表示する図面は、足利市役所でごらんください。
2. 土地価格の固定について
前記1の土地については、事業認定の告示のあった日をもって土地価格が固定されることとなります。
3. 関係人の範囲の制限について
事業認定の告示があった日以後に、前記1の土地又は土地にある物件に関して新たな権利を取得した方は、既存の権利を承継した方を除き関係人に含まれないこととなります。
4. 損失補償の制限について
事業認定の告示があった日以後に、土地の形質を変更し、工作物を新築し又は増改築等をするときは、あらかじめ栃木県知事の承認を得なければ、これに関する損失の補償は受けられません。
5. 裁決申請の請求について
土地収用法に基づく収用の裁決申請は、起業者が行いますが、土地所有者又は土地に関して所有権以外の権利をもっている関係人は、自分が権利をもっている土地について裁決の申請を行うよう起業者に対し請求することができます。
6. 補償金の支払請求について
土地所有者又は土地に関して所有権以外の権利をもっている関係人は、土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の支払いを起業者に対して請求することができます。この補償金の支払請求は、前記5の裁決申請の請求とあわせてしなければなりません。
7. 明渡裁決の申立てについて
土地収用法に基づく明渡裁決の申立ては、土地所有者又は関係人が早期に移転を希望されるときなどは、直接栃木県収用委員会あてにすることができます。
8. パンフレットの配布について
補償等に関する詳しい内容については、パンフレット「補償等についてのお知らせ」に記載されていますので、必要な方は栃木県安足土木事務所用地部にお越しくだされれば配布いたします。
9. その他不明な点については、栃木県足利市伊勢町4丁目19番地所在の栃木県安足土木事務所用地部（電話0284-41-4110）に照会ください。

栃 木 県